

広野町請負工事成績評定要領の運用基準

第2条関係（評定の対象）

- (1) 1件の請負金額が500万円以下の工事及び解体工事及び維持修繕工事における除草等の簡易な工事（下記に該当する工事）については、評定の対象より除外する。
- ① 建築物・構造物の解体、撤去のみの解体工事
 - ② 道路・河川・水路等の浚渫及び除草、清掃工事
 - ③ 数箇所をまとめた軽微な維持補修工事
 - ④ 緊急、災害時などの応急的な復旧工事

第4条関係（評定者）

- (1) 第3評定者（検査員）について、工事担当課を除く課の係長（技術職）以上の職員、またはそれに相当する技術職経験者が担うこととする。

第5条関係（評定の方法）

- (1) 第2評定者（工事担当課長）は、工事経過把握及び監督員の指導、管理等のため、第1評定者（監督員）の評価内容を確認、点検を行った上、評価するものとする。
- (2) 第3評定者（検査員）は、最終的に完了した工事を引き取るための責任ある立場であることを認識し、出来ばえ等の評価においては、第三者の見地から慎重な検査により評価するものとする。
- (3) 第3評定者（検査員）は、広野町財務規則第131条に規定する工事の検査員のうち、工事成績評定の対象となる工事の検査員を兼ねるものとする。
- (4) 工事成績評定表等とは次のものをいう。
- ① 工事成績評定表（様式第1号）
 - ② 考査項目別評定表（様式第2号）
 - ③ 工事成績評定の考査項目別運用表（別紙1～3）
- 第1評定者は別紙1、第2評定者は別紙2、第3評定者は別紙3とする。
- (5) 検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。

第9条関係（評定の修正）

- (1) 修正する必要があると認められる場合とは、認定通知後、住民からの苦情・紛争等及び検査員が検査時において気づかなかつた事項（引き取り後の構造物・構築物の破損等手抜き工事の発覚、工事が起因と思われる構造物・構築物等への影響等）が明らかになった場合であり、また修正する必要があると認められる期間は、原則として「広野町工事請負契約約款」第41条第2項に規定しているかし担保の期間の範囲内とする。

- (2) 修正の是非の判断は、工事担当課長と財政担当課長が協議の上決定するものとする。
- (3) 契約権者は、前項の修正が必要と決定された場合は、遅延なくその結果を、理由書（任意様式）を添付の上、当該工事の請負者に通知するものとする。

その他

広野町財務規則第 131 条に規定される工事等検査調書（様式第 59 号）の「工事施工の巧拙」及び「材料の良否」については、工事成績評定の結果により次のとおり評価することとする。

○工事等検査調書（様式第 59 号）「工事施工の巧拙」に記載する評価内容

		出来形の細目別評定点(第3評定者のみ)				
		10.5	8.5	6.5	2.5	-1.5
出来ばえ の細目別 評定点	8.5	優	良	良	可	不可
	7.5	優	良	可	可	不可
	6.5	良	良	可	可	不可
	4.4	可	可	可	不可	不可

○工事等検査調書（様式第 59 号）「材料の良否」に記載する評価内容

品質(第3評定者のみ)				
12.5	9.5	6.5	1.5	-3.5
優	良	可	不可	不可